

大量破壊兵器などの 拡散防止のための国際的取組

核兵器、生物・化学兵器、ミサイルや通常兵器は、国際条約や国際協定によってその使用や取引の禁止が合意されており、さらに、これらへの転用が可能である民生品などについても、先進国が中心となって輸出や技術の提供を規制する安全保障貿易管理を実施しています。

詳しくは「安全保障貿易管理ホームページ」をご覧ください。

■ 安全保障貿易管理ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

その他、ご不明な点については、以下までお問い合わせください。

■ 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理制度、外為法の解釈についてのお問い合わせ
安全保障貿易管理課 ☎03-3501-2800

許可申請についてのお問い合わせ
安全保障貿易審査課 ☎03-3501-2801

輸出者等遵守基準、輸出管理内部規程についてのお問い合わせ
不正輸出などのご連絡
安全保障貿易検査官室 ☎03-3501-2841

安全保障貿易管理についての一般的なお問い合わせ
安全保障貿易 案内窓口 ☎03-3501-3679

■ 経済産業省 経済産業局

北海道経済産業局 産業部 国際課 ☎011-709-1752

東北経済産業局 産業部 産業振興課 国際室 ☎022-221-4907

関東経済産業局 産業部 国際課 ☎048-600-0262

関東経済産業局 東京通商事務所 業務課 ☎03-5842-7071

関東経済産業局 横浜通商事務所 輸出課 ☎045-201-9606

中部経済産業局 地域経済部 国際課 ☎052-951-4091

近畿経済産業局 通商部 通商課 ☎06-6966-6034

近畿経済産業局 神戸通商事務所 総務課 ☎078-393-2682

中国経済産業局 産業部 産業振興課 ☎082-224-5638

四国経済産業局 産業部 産業振興課 国際室 ☎087-831-8525

九州経済産業局 国際部 国際課 ☎092-482-5425

沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 ☎098-866-1731



その輸出！！
その技術！！
ちょっと待った！
許可を取らなくて
大丈夫ですか？

たとえ、民生用途であっても、

- ① 規制対象貨物を輸出しようとする際
- ② 規制対象技術を提供しようとする際

には、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき、
経済産業大臣の許可を取得する必要があります。

※グローバル化が進展する中で中小企業、大学・研究機関の
皆様も輸出や技術提供にご注意ください。



<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

民生用に使用されると 考えていたら...

例えば...

① 工作機械

自動車、精密機械をはじめ、
多くの分野で使用

② 弁／ポンプ

化学品などを扱う、多くの分野で使用

③ ろ過器

(クロスフローろ過器など)
純水の製造、有用物質の回収などに使用

④ 化学品

(シアン化ナトリウム、トリエタノールアミンなど)
メッキ、シャンプー、化粧品などの原料に使用

⑤ 測定装置

(三次元測定機など)
品質の高い製品製造のために、多くの分野で使用

⑥ 先端材料

(炭素繊維など)
航空機、ゴルフシャフトをはじめ、多くの分野で使用

大量破壊兵器などに 転用されていたとは!!

転用されると...

① 工作機械

核燃料の製造に用いる濃縮装置の製造、
ミサイルの製造にも使用可能

② 弁／ポンプ

耐腐食性に優れた弁やポンプは
化学兵器の製造に使用可能

③ ろ過器

(クロスフローろ過器など)
細菌などの分離にも使用可能

④ 化学品

(シアン化ナトリウム、トリエタノールアミンなど)
化学兵器の材料として使用可能

⑤ 測定装置

(三次元測定機など)
核燃料の製造に用いる濃縮装置の精度確保に使用可能

⑥ 先端材料

(炭素繊維など)
ミサイルの構造部材品、核燃料加工装置に使用可能

外為法では、以下のように規制されています。

リスト規制 [用途、需要者に関係なく特定の性能を有するものは経済産業大臣の許可が必要です。]

主なものの例としては、以下のとおり。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ① 武器 … 鉄砲、火薬類、軍用車両 | ⑤ 先端材料 … 炭素繊維成型品、ニッケル・チタン合金 |
| ② 原子力 … 数値制御工作機械、炭素繊維、周波数変換機、真空ポンプ、直流電源装置、測定装置 | ⑥ 材料加工 … 軸受、ロボット |
| ③-1 化学兵器 … 弁、ポンプ、バルブ、毒性物質の原料(塩化ホスホリル、シアン化ナトリウムなど)、耐腐食性の熱交換機、反応器、貯蔵容器 | ⑦ エレクトロニクス … コンピューター、集積回路、半導体製造装置 |
| ③-2 生物兵器 … クロスフローろ過器、凍結乾燥機、密閉式発酵槽 | ⑧ 通信関連 … 光ファイバー、暗号装置 |
| ④ ミサイル … 人造黒鉛、二軸式混合機、アルミニウム粉、ジェットミル、加速度計、振動試験装置 | ⑨ センサー・レーザー … レーダー、赤外線カメラ |
| | ● その他、水中カメラのような航法・海洋推進装置の関連資材など |

大量破壊兵器キャッチオール規制・通常兵器補完的輸出規制 [用途・需要者によっては経済産業大臣の許可が必要です。]

リスト規制以外の貨物や技術(ただし、食料品・木材などを除く)であっても、以下について確認を行い…

- 核兵器やミサイルなどの **開発** **製造** **使用** **貯蔵** に使用されないか?
- 武器の **開発** **製造** **使用** に使用されないか?
- 需要者が核兵器やミサイルなどの開発を行ったか(行っているか)?

外国ユーザーリストとの照合などが必要です。

おそれがある場合には許可が必要です。

輸出者等遵守基準 [業として輸出や技術提供を行う者は、以下の基準に従う必要があります。]

- 規制対象貨物・技術かどうかを確認する責任者の選任
- 最新の外為法の内部周知(遵守指導)
- リスト規制貨物・技術を扱う者はその他、用途や需要者を確認することなど。(9項目)

違反に対する罰則

刑事罰

- 最大で10年以下の懲役
- 法人の場合:最大で10億円以下の罰金
個人の場合:最大で3,000万円以下の罰金

行政制裁

- 3年以内の輸出・技術提供の禁止

これら以外に社会的制裁をも受けかねません!!



輸出・技術提供までの手続



手続フロー図

引き合い・商談

条件提示(オファー)

許可が必要か否かの判断

リスト規制
貨物・技術
(1~15項)
に該当

大量破壊兵器キャッチオール規制
などの確認

- 貨物・技術
- 輸出先・相手先
- 用途や需要者

許可不要
と判断

許可必要

判断がつかない場合

経済産業省に相談

※裏面のお問い合わせ先

許可必要

許可不要

輸出許可証

技術許可証

輸出・技術提供中止

不許可

許可申請

許可

契約

輸出

船積み

注意

携行品の持ち出し
も輸出!

技術提供

技術指導

メール送信

非居住者

注意

技術提供は日本国内に
おいても発生する可能性あり!